

静岡市立高等学校 部活動に係る活動方針

令和7年4月1日

1 部活動の意義

(1) 静岡県の目指す部活動の意義・役割

- ① 部活動が生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中で極めて重要な役割を果たしてきていること
- ② より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有していること
- ③ 生徒が異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っていること
- ④ 目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する「有徳の人」の育成に資するものであること

上記の意義を認めることができる部活動は、「文・武・芸」三道の鼎立を目指す本県の教育の理想を追求する上で、学校教育活動の重要な柱の一つである。

(2) 本校における部活動の意義・役割

本校では、生徒一人ひとりの自立（自分の力を発揮して人の役に立つ人間になること）に向かって未来起点の思考と日常の凡事の徹底により、高校生活を通して、3つの資質・能力（自己有用感、視野の広さ、主体性）を、生徒一人ひとりが自ら育むように、教職員、保護者、同窓会、地域等が連携し、皆で支援するとしている。

部活動においてもこの3つの資質・能力の育成を図り、「自立した人」の育成に資するものであるとする。

2 設置部活動等

運動部	文化部	同好会	クラブ
陸上競技 水泳 野球 サッカー 男子テニス 女子テニス 男子ソフトテニス 女子ソフトテニス 体操競技 男子バスケットボール 女子バスケットボール 男子バレーボール 女子バレーボール 卓球 剣道 弓道 バドミントン	吹奏楽 放送 応援 写真 マンドリン 美術 書道 演劇 茶道 料理研究 デジタル研究 科学	囲碁将棋	アカシヤ (全生徒が所属)

3 本校における部活動活動方針

(1) 活動目標

- ア 部活動を通して、各生徒が目標に向かって自己有用感を高め、人間形成を図る。
また、学級や学年を超えた集団で育てられる人間関係や他者との交流を通して、生徒の主体性や視野の広さを育む。
- イ 各部活動が魅力ある部になるよう計画・実行する。
- ウ 生徒の文武両道の実現を支援する。

(2) 成果目標

- ア 部活動が充実していると回答する生徒の割合：80%以上
- イ 各部が年度当初に設定した目標を達成する割合：90%以上
- ウ すべての部活動が適切な日数・時間で活動できる。

(3) 具体的な取組

ア 部活動検討委員会の設置

副校長、教頭、教務課長、生徒課長、進路課長、運動部顧問代表、文化部顧問代表より組織する。下記の事項について検討する。

- ・部活動の活動方針の明確化
- ・適切な部活動の設置（統廃合）と顧問の配置を検討する。
- ・外部指導者の活用の承認

イ 休養日の設定

週あたり、平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日休養日を設ける。

なお、部活動の種目の特質等によりハイシーズンに多く活動を計画する場合は、オフシーズンに休養日を多く設定するなど、年間100日以上の休養日を設定できるように調整する。

ウ 活動時間

- ・平日の活動時間は、3時間程度を上限とする。活動は19時までに終了し、19時30分完全下校とする。
やむを得ず活動時間を延長する場合は、事前に校長の承認を得る。また生徒・保護者にも適切に周知する。
- ・週休日等（長期休暇中を含む）の活動は原則4時間以内とする。ただし、大会・練習試合・合宿および大会前についてはこの限りではない。

エ 定期テスト前の部活動について

- ・定期テスト1週間前からテスト終了時まで、原則として部活動は行わない。ただし、公式戦の直前等の理由でやむを得ず活動をする必要がある場合については、教務課への事前申請により活動をすることができる。その場合、平日の活動時間は2時間以内とし、週休日等の活動時間は原則4時間以内とする。また、その他の場合は、管理職に相談の上活動する。

オ 部活動に係る活動計画の作成と公表

① 年間活動計画

年度当初に、各部活動は、学校経営構想に基づく「指導の重点と取り組み」及び、年間活動計画を作成し、ホームページ等で生徒・保護者に公表する。
指導の重点と取り組みには、本年度の目標、取り組み、グランドデザインにかかる実行計画を示す。

② 各月の活動計画と活動実績

各月の活動計画を前月末までに作成し、生徒・保護者に情報を提供する。

また、月末に活動実績（活動時間・休日数）を記入し、教頭に提出する。

カ 部活動指導にあたっての留意事項

① 体罰の根絶

顧問は生徒の健康、安全の確保を最優先するとともに、生徒の心身の健全な発達を踏まえた上で指導にあたり、いかなる理由があっても体罰および暴言は絶対に許される行為ではないことを強く認識した上で指導にあたる。

② 顧問の指導力向上

各顧問および指導経験の少ない顧問の指導力向上については、各部活動専門部や協会等で実施される講習会等に積極的に参加するなど、指導者としての資質向上を図る。

③ 部費の管理

- ・生徒、保護者から徴収した部費については、校長名の通帳で管理する。現金での保管や個人の通帳での管理はしてはならない。
- ・出金や入金の際には、部費支出収入票を作成し、校長の決裁を得る。
- ・年度末に会計報告を行う。

④ 外部指導者の委嘱（委嘱をする場合の手順）

外部指導者を委嘱する場合は、指導上の留意事項を示し確認した上で、以下の手順に従い委嘱をする。

- ・顧問が「委嘱状」を作成し、簡易処理簿で決裁(要校長印)を受ける。
- ・顧問が外部指導者と校長の日程を調整の上、面談の場を設定し、その場で校長が外部講師に委嘱状を手交する。
- ・外部講師は「外部指導者委嘱承諾書」を作成し、署名捺印の上教頭に提出する。
- ・顧問は「外部講師調査表」を教頭に提出する。

なお、外部講師の委嘱を解く場合は、顧問、教頭が協議し、手続きを進める。

4 安全管理と危機管理体制

(1) 大事故・大怪我（重度の熱中症を含む）発生時の対応

①基本的対応

生徒の事故・怪我があったときの対応は、基本的に次の3つである。

軽度 …自力で帰らせ、必要に応じて病院で受診させる。

中程度…保護者に迎えに来てもらい、医者での受診を依頼する。

重度 …救急車を呼ぶ。

②大事故・大怪我の発生時の対応

重度の症状（以下）があった場合は、応急処置をして（養護教諭を呼び）救急車を呼ぶ。（発見者が救急車の要請を行う）

ア)

- 心肺停止、意識不明→AED、心臓マッサージを行う
- 四肢のどこかが全く動かない、大出血
- ショック症状、けいれん
- 重度の熱中症（手足のまひ、意識レベルの低下、体温 40 度以上等）
- 激痛の持続、広範囲のやけど
- 首から上の怪我（目の怪我、頭部の怪我は特に注意）
- チアノーゼ（唇が紫色、指先・爪が真っ白など）
- アナフィラキシー（劇的なアレルギー症状）→エピペンを使用
- その他、緊急な処置が必要だと判断される状態

イ) 保護者に連絡する。

ウ) 管理職に連絡する。（重大な場合は、救急車要請後に管理職へ連絡する。）

③その他

- ・部活動中に怪我が発生した場合は、その軽重にかかわらず、顧問が保護者に連絡し、その発生状況と程度を報告する。
- ・生徒を病院に搬送する場合、顧問の車での搬送は原則行わない。保護者の迎えを待つか、保護者の了解を得た上でタクシー搬送するか、救急車を呼ぶ。

③ 校医の連絡先

内 科	静岡トラベルクリニック（女子内科） （葵区栄町 2-5 アークビル 301）	0 5 4 - 2 0 4 - 8 6 0 0
	まつとみクリニック（男子内科） （葵区上伝馬 23-18）	0 5 4 - 2 0 5 - 4 7 7 7
歯 科	フタバ歯科医院 （葵区千代田 4 - 3 - 19）	0 5 4 - 2 4 5 - 9 8 9 8
耳鼻科	伊藤医院 （葵区梅屋町 1 - 7）	0 5 4 - 2 5 3 - 0 0 3 3
眼 科	下山眼科クリニック （葵区呉服町 1 - 5 - 2）	0 5 4 - 2 5 3 - 5 8 5 5
薬剤師	小鹿薬局（石川様） （駿河区小鹿 384）	0 5 4 - 2 8 5 - 1 8 9 6

※時間外（19:00 以降）

静岡市急病センター（内・外）

054-261-1111

（2）落雷対策

- ・雷鳴が聞こえ、頭上で黒雲が発達したら、すぐに練習を中止し、校舎、体育館などへ避難し、雷鳴が遠くなっても 20 分以上は安全な場所で待機する。
- ・大木やトタン屋根のそばには近づかない（側撃の可能性があり）。車中は安全とされている。

（3）AEDおよび担架の設置場所

●AED ①体育館入口 ②体育教官室入口 ③保健室 ④2階東トイレ前
（①②は室外に設置）

★担架 ①体育館内テニスコート側 ②体育教官室前（廊下）
③保健室前 ④2階東トイレ前 ⑤34HR 横廊下（3階）
⑥24HR 横廊下（4階） ⑦14HR 横廊下（5階）

■AED救命テント ①保健室



